

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための  
調査等業務委託に係るプロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）」（以下「新宿区自転車総合計画（改訂版）」という。）を策定するとともに、「新宿区自転車活用推進計画」を新たに策定し「新宿区自転車総合計画（改訂版）」に統合するに当たり、調査等の業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するためのプロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（件名）

第2条 本件プロポーザルの件名は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル」とする。  
2 選定した業者に対する業務の委託件名は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託」とする。

（定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- （1）区とは、新宿区をいう。
- （2）みどり土木部長とは、新宿区みどり土木部長をいう。
- （3）参加予定者とは、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- （4）参加者とは、企画提案書を提出した者をいう。
- （5）類似業務とは、自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定若しくは、自転車活用推進計画を策定する業務とする。

（募集要項の公表）

第4条 区は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル募集要項」を、令和4年2月4日（金）に、区ホームページに掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

(本件プロポーザルの実施内容)

第5条 新宿区自転車総合計画(改訂版)の策定にあたって、企画案を募り、最適な企画提案者を受託候補者として選定するものである。

(応募資格)

第6条 参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任若しくは業務担当者が類似業務に関する専門知識及び技術士(総合管理部門)又は技術士(建設部門:都市及び地方計画又は道路)資格を有していること。
- (2) 過去5年間(平成29年度~令和3年度)に元請として、類似業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。手形または小切手が不渡りになった時等。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。
- (8) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年10月1日13新総財第550号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月3日23新総契第2218号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

(参加手続き)

第7条 参加予定者に対する本件プロポーザルに参加する意思の確認は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画(改訂版)の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)を受領することにより行うものとする。

2 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画(改訂版)の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」には、会社概要を添付するものとする。

3 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画(改訂版)の策定のための調査

等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」は、令和4年2月18日（金）午後5時までに、事務局まで提出するものとする。

4 提出方法は、原則持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局に連絡するものとする。

#### （参加の辞退）

第8条 参加者及び参加予定者は、前条に規定する申請をしてから第14条1項に規定する業者の選定があるまでの間、いつでも本件プロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の策定（改訂版）のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）により行うものとする。

3 提出方法は、原則持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局に連絡するものとする。

#### （企画提案書等の提出方法）

第9条 本件プロポーザルに応募する参加者は、次の各号により企画提案書（第2-1号様式～第2-6号様式）、見積書（第2-7号様式）等を事務局へ提出するものとする。

（1）提出期限は、令和4年3月4日（金）午後5時とし、提出期限までに書類の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

（2）提出方法は持参とし、提出期限までに一括して提出するものとする。また、あらかじめ来庁日時を連絡するものとする。

#### （企画提案書等の仕様）

第10条 企画提案書等は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル募集要項」の各指示に基づき作成するものとする。

#### （参加予定者の質問）

第11条 参加予定者は、新宿区に対し、本件プロポーザルに係る事項について、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の策定（改訂版）のための調査等業務委託に係る質問書」（第4号様式）を提出することにより、質問を行うことができる。

2 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る質問書」は、令和4年2月18日（金）午後5時までに、事務局へ提出するものとする。

3 提出方法はメールやファクシミリによる送信とする。

メールアドレス [kotsutaisaku@city.shinjuku.lg.jp](mailto:kotsutaisaku@city.shinjuku.lg.jp)

ファクシミリ番号 03-3209-5595

4 第1項の質疑に対する回答は、令和4年2月24日（木）午後5時までに事務局が電子メールで参加予定者全員に対して行う。

（選定委員会）

第12条 企画提案書に対する評価及び選定を行うため、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託」に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る業者選定委員会実施要領」による。

（第1段階評価）

第13条 企画提案書の提出を受けたみどり土木部長は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託」を委託する業者の選定について、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）に委任する。

2 みどり土木部長より委任を受けた選定委員会は、企画提案書をもとに第1段階評価を行い、第2段階評価を行う業者を選定する。

3 本件プロポーザルの事務局は、第2段階評価に係る審査の実施日等を、第2段階評価を行う業者に対して書面により通知する。

4 本件プロポーザルの事務局は、第1段階評価の結果、選定されなかった業者に対しては、本実施要領第16条第2項に基づき、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る不採用通知書」（第4号様式）により、不採用となったことを通知する。

5 選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る業者選定委員会実施要領」による。

（第2段階評価）

第14条 企画提案書を提出した参加者のうち、みどり土木部長が指定する者について、みどり土木部長が指定する日時及び場所（令和4年3月25日（金）、新宿区役所にて行うことを予定しているが、変更となる場合がある）において、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

2 前項のプレゼンテーション及びヒアリングについては、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託」の業務責任者が行うものとし、出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて最大で3名以内とする。

(受託候補者の選定)

- 第15条 選定委員会は、特別の事情があるとみどり土木部長が認める場合を除き、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点（以下「合計評価点」という。）に、見積書の価格を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。
- 2 前項により選定する受託候補者は、提出した見積書の価格が委託契約上限額を下回る事業者とする。
- 3 選定委員会は、二段階評価において参加者が1事業者のみとなった場合、合計評価点が第1段階評価及び第2段階評価の総点数の5割に達していた場合、当該参加者を受託候補者として選定できるものとする。

(委託する業者の選定及びその通知)

- 第16条 みどり土木部長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知する。
- (1) 選定された事業者に対しては、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る採用通知書」（第5号様式）により、採用となったことを通知する。
- (2) 選定されなかった業者に対しては、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る不採用通知書」（第6号様式）により、不採用となったことを通知する。
- (3) 前号の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係る不採用通知書」には、不採用の理由を付す。
- (4) 選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページにて一年度間公表する。

(参加経費等)

- 第17条 本件プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担する。
- 2 第7条第2項及び第9条第1項により提出された会社概要及び企画提案書等については、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加者又は参加予定者への返却は行わない。
- 3 企画提案書の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。
- 4 企画提案書等の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- 5 企画提案書等の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。
- 6 採用された企画提案書の内容については、区は受託者と協議のうえ、変更することができる。

(事務局)

第18条 本件プロポーザルの事務局は、新宿区みどり土木部交通対策課に置く。

(疑義の決定等)

第19条 この実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、この実施要領に定めのない事項については、みどり土木部長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年2月2日から施行する。

この要領は、令和4年4月28日限り、その効力を失う。